

# 事務局通信

〒151-0053

東京都渋谷区代々木 2-39-7 メゾン代々木 201 号

TEL03-3299-5276 FAX03-3299-5275

通信編集 [zaitakubu-hoshinren@ion.ocn.ne.jp](mailto:zaitakubu-hoshinren@ion.ocn.ne.jp)

ホームページアドレス <http://www.hoshinren.jp>

225 号

2022 年 1 月 17 日

一般社団法人

鍼灸マッサージ師会

## オンライン「未来ミーティング」ひろば会議

1/27 日(木) 20:00~21:00 テーマ:アンケート調査の実態

下記アドレスを検索して会議に参加してください

アドレス:[meet.google.com/rjh-woxu-gtn](https://meet.google.com/rjh-woxu-gtn)

(橋本 利治)

## 「会員紹介インタビューを開始します」

新規会員が増える中で誰がいるのか、誰が誰だかわからないといった現状で会員インタビューを開始します。前広報部員の後任として、中断していたものをリメイクして始めます。

毎月の通信に今後掲載していきますので、橋本からアポイントがあれば対応をお願いします。

(橋本 利治)

## 不支給問題検討会を開催します

(保険部 部長 奈須守洋)

2 月 27 日 (日) 中野区産業振興センター 第一会議室 13 時 30 分

## 東京薬業健保組合—再審査請求棄却後の対応検討会

昨年 9 月 30 日に再診査請求公開審査が開催され、保険者の行った不支給を認めるという社会保険審査会の裁決が出されました。裁決の内容は、患者としても、施術者としても見過ごすことのできない重要な問題がありますので、不支給問題の報告、検討会を開催いたします。みなさまのご出席をお願いいたします。

# 令和4年明けましておめでとうございます

代表理事 清水一雄

今年もよろしく願い申し上げます。

コロナ禍におきましては終息に向かっていましたが、昨年末より新種のオミクロン株の影響が大きく出ています。

このような時でも東洋医療（あはき等）は身体の免疫力を高める素晴らしい医療であり、感染症にも最も頼りになる存在だと認識しています。如何なる時でも健康第一で乗り切るようにしてください。今年の見先の抱負を申し上げます。

昨年12月29日にマッサージ再審査請求公開審理の裁決が出ました。審査委員からも支給すべきと感触は良かったのですが棄却になりました。

「医療は患者のため」が何か違った力学が働いているようです。再審査請求人（患者）からは「遺憾」の一言です。この度の裁決は患者が自分の身体でありながら「善し悪しに口を挟むな」となり、命を預かるべき医療行政側の判断が正しく、患者の健康状態は無視されたということです。公開審理の役割を果たしているとは思えません。

次に用意されているのは地方裁判所による訴訟になりますが、この件で施術者は直接関わることが出来ないのも患者の意向に掛かっています。患者とゆっくり話し合っどうするかを決めなければなりません。そのようなわけで新年早々ではありますが、その報告会と方針について場を持つ予定です。



# 鍼灸業界はこのままで良いのか

副代表理事 橋本利治

新年あけましておめでとうございます。鍼灸マッサージ業界の不条理を皆さんと共に取り除いていこうと思います。本年もよろしくお祈りします。

私にとって昨年は心に残ったことがありました。それはNPO 法人医療を考える会総会での医師黒部信一先生の講演でした。

テーマは「コロナパンデミックはなぜ起きたか」でした。

今回のコロナパンデミックは、どうも不可解でヨーロッパではあれほど死者も出ているのに、日本での拡大はヨーロッパほどではない。では、日本での対策は他と比べてしっかりやっているかと言えば全くと言ってよいほどやっていない、にもかかわらず抑えられている。

以前からこれに疑問を持ちつづけていたので参加してみました。

内容は目からウロコ。その後、先生に残りの疑問も文書にして問い合わせてみました。多くの資料を基に説明していただきました。

先ほど目からウロコと言いましたが、それは世間では鍼灸マッサージは良いとされているにも拘らずいつも社会の隅におかれていることでもあります。その疑問のカギを何となくヒントとして提示されたように感じました。今後それを通信で述べていきます。

さて新年早々なので明るい話題をご報告いたします。

昨年、会員の島先生からの連絡で東京都後期高齢者医療広域連合の不適当な被保険者（患者）へのアンケート調査について面会を求めました。（前号で既報の通り）

この時に抗議文と質問状及び開示請求をしておいたのです。

私たちの抗議を真摯に受け入れていただき、12月27日送付アンケートの文面から、強制をイメージさせるような文言は訂正削除されたことです。（1月7日連絡有）

通常私たちのこのような抗議を聞いてくれることはありません。大変珍しいことでもありますのでやってみて良かったと思っています。

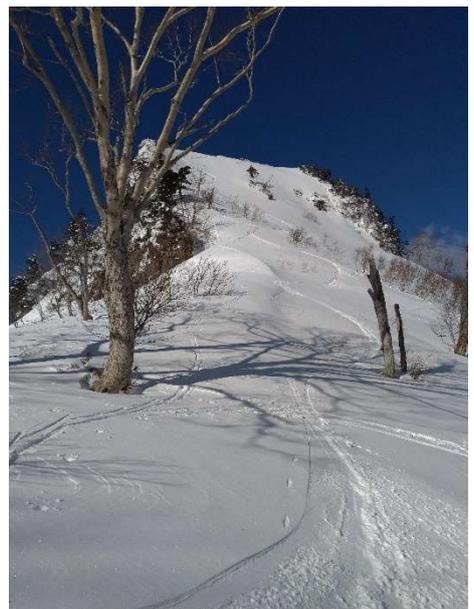
またこの時に明らかになったのは、毎年約17万件の内容点検調査を実施し、そのうち3200人にアンケート調査をして、1200件の疑義対象者を抽出し電話などにより問い合わせ、その結果300件の誤申請を摘発し600万円の返金があるそうです。

この統計は令和元年の統計ですが皆さんはどのように考えますでしょうか。

このように事態を把握してこれからの業界について考えていきましょう。

順次情報開示請求していますので開示されたら皆さんにお知らせします、考えるきっかけにしてください。

では今年も良い年でありますようにお祈りいたします。



（上州武尊山、剣が峰）

## 会員の皆様へ、新年おめでとうございます。

事務局長 清水鏡晴

昨年はコロナウイルス騒動で散々な年でした。今年は通常の生活に戻れるかと思いきや、新型オミクロン株の蔓延でまたも自粛生活に逆戻りですかね。ただでさえ弱った経済がこれでまた破壊にむかいそうです。もちろん我々の仕事も同様に廃業される方も出てくるでしょう。

安倍政権時は批判されながらもそれなりの給付金の支給がありました。しかし次の菅政権、岸田政権は何も援助がありません。力のない治療家、技術のない治療家は淘汰されるでしょう。

そこで当会ではこの難局を乗り越えるために様々なセミナーを計画しております。まだ理事にも承認前なので詳しくは紹介できませんが、一例としてあん摩マッサージ指圧師の「院内治療での健康保険活用方法」「鍼灸師による柔道整復師活用セミナー」また希望者が何人か居れば、私の普段のマッサージ整体術もセミナー候補とさせていただきます。

マッサージの申請書に温罨法・電気光線器具「150円」の項目があります。この器具に最適な温熱器具があります。この「温熱療法のセミナー」も案として提案したいと思っております。その他ありますが、興味がありそうなセミナーかと思っております。

皆様も自分のスキルをセミナーで披露しませんか。もちろん講師料は支払います。構想としては積極的に外部にも宣伝をして会員入会や会の収入につなげたいと考えております。

もう一つの企画は（これも承認前）ZOOMでの新年座談会です。新年会ですので自宅で飲食（お酒も可）しながら懇談しませんか。テーマは「在宅マッサージの集客方法」です。この集客方法はこれという特別な方法はありませんが、自分の体験を語る事で得るものがきっとあると思います。

（詳しい事は後日発表します）コロナ禍で大変なのは皆同じです。皆で知恵を出し合って共にこの難局を乗り越えましょう。

## コロナウイルスの不安を抱えた中で迎えた新年

業務執行理事 高橋養蔵

大変な新年ですが、みなさま今年もよろしくお祈りします。

昨年末、清水代表理事の患者さん西桂二郎氏が行った療養費の不支給に対する再審査請求の、裁決書が出されました。「本件審査請求を棄却する」という採決です。

裁決書を見て感じたことは・・・保険者(組合健保)からの照会に対する眞鍋医師の回答書の中で述べられている

「イ 当該人は按摩・マッサージによる加療中ですが、加療によりみられる治療効果について医学的に見た先生のご意見をご教授ください。

不明です。

本人曰く施術により体調の維持を計る目的とのことでした。」

この回答では、治療効果は判断出来ません。

効果を一番わかっているのは患者さんです。保険者(組合健保)は、健康保険税を収めている患者の意見を第一に聞くべきです。患者の意見を無視した採決は認められません。

新年あけましておめでとうございます。

コロナ禍はオミクロン株の第6波の流行で年内の終息も危ぶまれています。

100年前のスペイン風邪も終息には3年を要したと言われていました。現在、世界全体で3億37万人を突破した患者が発生しているようです。

会員のみならず大変な困難な事態に直面されているときと思いますが、ここは堪えて、持ちこたえるしかありません。

こういう時こそ、会と会員の真価が問われます。お互いに知識と技術の共有化を図り、助け合っていきましょう。会員同士、気軽に困ったことを連絡、相談し合う事です。そうすれば何らかの解決策が見つかります。

## 新型コロナ感染症治療法 症状による証に応じて井穴は刺絡する

- ① 発熱＝百会、商陽、関衝、至陰。
- ② 咳＝天突、少商、商陽、関衝、至陰。
- ③ くしゃみ＝少商、商陽、関衝、至陰。
- ④ 鼻水＝合谷、迎香、少商、商陽、至陰。
- ⑤ 咽喉痛＝然谷、少商、商陽、至陰。
- ⑥ 悪寒＝関使、後頂、大椎。
- ⑦ 頭痛＝列欠、関衝、足竅陰、至陰。
- ⑧ 倦怠感＝足三里、三陰交、陽池、手三里、中腕、関元、至陰、百会、勇泉（灸1壮）。
- ⑨ 息苦しさ＝内関、氣海、少商、商陽。
- ⑩ 味覚異常＝少沢、厲兌、至陰。
- ⑪ 嗅覚異常＝通天、内迎香、少商。
- ⑫ 腹痛＝足三里、中腕（鍼瀉法）、商陽、少沢、厲兌。
- ⑬ 下痢＝足三里、曲池（鍼瀉法）
- ⑭ 予防＝足三里（毎月1日、8日午前8時に灸3壮）

（●古来より足三里の灸は免疫力を高めて病気に強い体質を作るといわれている。）

### 事務局中

この年に明けコロナに暮れた一年でした。  
 一時は収束も向近かかと思われた程感染者が  
 激減しやりましたが、オミクロン株の登場により  
 再び拡大の様相を呈し、未だ思うに思われず。  
 感染力は強いが重症化はしにくいなども  
 言われてはいますが、その実態は未だ不明です。  
 全世界も三億人も人が感染し、五五〇万人が  
 命を落とすという恐ろしい怖ろしい数字を  
 今更下ろす程に  
 感ずる。  
 一九一八と一九一〇年に流行ったスペイン風邪は世界の  
 人口の四分の一近くの生命を奪ったが、その再来と  
 なるような事を祈る。  
 地球はウレタ以外にも、温暖化による気候  
 変動が、海面上昇や干ばつ、台風や洪水を  
 もたらす。又、イデオロギーの面では民主主義の  
 危機を感じさせざるを得ず、世界の国と地域のうち  
 民主主義国は八十七か国に対し、非民主国は  
 九十二という情勢である。  
 世界的脅威はウレタだけに限らず、恒山あり。  
 その中で我々は何が出来るのだろうか。  
 専断に考へなければならぬ。

中野 郁雄

# 保険者の主張を そのまま繰り返す 審査結果に驚く

久下 勝通

清水一雄氏が審査請求代理人となり不支給審査請求がすすめられ、昨年 9 月 30 日に再審査請求公開審査が開催されました。その公開審査会の様子は事務局通信 222 号に清水氏の報告が掲載されています。

再審査請求審査会が終了して 3 ヶ月、結論は年を越すのかと思いましたが令和 3 年 12 月 28 日付にて、「再審査請求を棄却する」との裁決書が出されました。

患者、施術者が行った審査請求を認めず、保険者の行った不支給を認めるという社会保険審査会の裁決ですが、裁決の根拠が問題です。

## 不支給理由を電話で確認したという不支給

保険者は、患者に関節拘縮は無いという判断から、同意書を提出した真鍋医師にたいして、二つの質問をしています。

一つは「患者の傷病により筋麻痺、関節拘縮が起きているか否か、医学的にみた所見を具体的にご教授ください」という書面による問い合わせです。

この問い合わせに対して真鍋医師は「腰部脊柱管狭窄症によるしびれ感、下肢痛を認めます。筋麻痺はないか認めないようと思われます。変形性関節症による両膝、両肩の稼働制限は認めるかもしれません。」とこたえています。

真鍋医師は保険者からの照会に対し両膝、両肩の稼働制限、関節拘縮を認めているのです。

この真鍋医師の回答を受け取った保険者は、「関節拘縮の記述が無い」ので、2020 年 7 月 20 日に電話により、真鍋医師から「関節拘縮は無い」との回答を得たというのです。

しかし、電話には真鍋医師が出たのではなく、電話担当者が電話に出て「関節拘縮は無い」ことを伝えたというのです。この電話は医師との直接の電話でなく、電話担当を通じた間接的な確認ができたという保険者の見解にすぎません。

保険者は、この無理矢理に押し付けたような「関節拘縮は無い」との確認を不支給の理由としており、乱暴とも思える保険者のやり方を社会保険審査会も認めているのです。医療を受ける患者の権利の尊重という立場から見ると、保険者の乱暴な不支給はとても認めることはできません。

療養費の支給によるあん摩マッサージ指圧治療は、患者が医師の診察を受け、同意書の提出を受けてあん摩マッサージ指圧師の治療が始まります。真鍋医師の筋萎縮、関節拘縮を認める同意書により治療が開始されています。

電話による「関節拘縮は無い」と確認したという理由で、医師の同意書を無視する不支給は許されるはずはないと思います。医師の同意により治療が始まるのですから、医師の診断により患者の病状の改善を確認し、患者の理解を得てその後の治療をきめるべきです。

## 都合の悪い情報は無視する不支給

もう一つの保険者の医師への問い合わせは「患者はあん摩・マッサージによる加療中ですが、加療によりみられる治療効果について医学的に見た先生のご意見をご教授ください」と問い合わせです。

この問い合わせについて「不明です。本人曰く施術により体調の維持を図る目的とのことでした。」という真鍋医師の回答です。

この見解と、電話で確認ができたという医師の「関節拘縮は無い」との見解を総合勘案すると、「患者の症状は筋麻痺を認めず関節拘縮に至っていない、とみるのが相当」との判断で保険者の不支給を社会保険審査会も認めているのです。

しかし、加療によりみられる治療効果は、まず、患者に聞くべきです。そして、治療を行っているあん摩マッサージ指圧師に尋ねるべきでしょう。

患者が医師の診断により同意書の提出を受けた後、あん摩マッサージ指圧師は治療を行い、患者が治療の継続を求めれば、施術報告書を医師への提出し患者の状況を医師へ知らせる役割を与えられているのです。

治療を行った清水氏は、再審査請求の理由のなかで治療の効果について明らかにするとともに、関節可動域測定表を提出しています。この測定表は各関節の可動範囲を測定し関節拘縮の状況を明らかにしています。医師も同意書において肩関節、股関節の拘縮ありとしているのと一致しています。

しかし、このような保険者に都合の悪い情報は無視し、ひたすらあん摩マッサージ指圧治療の否定材料を作り出すような審査となっているのです。

## 患者の人権を無視する療養費の支給

社会保険審査会が裁決書の中で、療養費の支給対象について次のようにいっています。

「この療養費の支給対象となるマッサージとは、筋麻痺、片麻痺などの寛解処置としての手技、あるいは関節拘縮や筋萎縮が生じている部位について、その制限されている関節可動域の拡大と筋力増強を促し、その症状の改善を目的とする者で、本来であれば、保険医療機関において専門のスタッフによる理学療法の一環として行われる医療マッサージであると解される。」

療養費の支給の問題点は「本来であれば、保険医療機関において専門のスタッフによる理学療法の一環として行われる医療マッサージであると解される」という視点にこそ問題があり、乱暴な不支給を生み出す原因だと思います。

療養費の支給を進めるうえで重要な問題は、国民の人権の尊重であり、国民の医療を受ける権利、医療を選ぶ権利の尊重です。医療を選ぶのは国民であり、理学療法士の治療を選ぶか、あん摩マッサージ指圧師の治療を選ぶか、被保険者、患者の判断です。国民が必要とする医療を選べる制度へ、制度の運用へ改善が求められます。

### 事務局通信への投稿のお願い

- 治療について、健康法について、みなさまの取り組みをお聞かせ下さい。
- 医療や介護をはじめ皆さんが関心あるどのような内容でも結構です。会員の皆さんや患者さんの声を御寄せください。顔を合わす討論の場はまだまだ制限されます。事務局通信を討論の場として活用して下さい。
- 投稿は毎月10日締め切りです。締め切り後に投稿された場合は翌月掲載となります。
- 字数の制限はありませんが、字数の多い場合は分割の掲載もありますのでご了承ください。

編集委員会

R04年 1月

1	土	年始休暇
2	日	
3	月	申請書〆切
4	火	
5	水	
6	木	
7	金	申請業務
8	土	
9	日	
10	月	成人の日
11	火	事務局通信投稿締め切り
12	水	
13	木	
14	金	
15	土	
16	日	
17	月	事務局会議 (13:00~15:00) 通信発送
18	火	
19	水	
20	木	体験マッサージ(13:00~16:00) 100万署名活動「国民の会」役員会 (18:30~20:30)
21	金	
22	土	
23	日	理事会 (11:00~14:00) 新年会 (14:00~17:00) ローズガーデンホテル
24	月	
25	火	
26	水	
27	木	未来ミーティング (20:00~21:00) WEB
28	金	支給明細などの発送
29	土	
30	日	
31	月	療養費の振り込み

R04年 2月

1	火	
2	水	
3	木	申請書〆切
4	金	
5	土	
6	日	
7	月	申請業務
8	火	
9	水	
10	木	事務局通信投稿締め切り
11	金	建国記念の日
12	土	
13	日	社教館祭り (10:00~15:00)
14	月	事務局会議 (13:00~15:00)
15	火	
16	水	
17	木	100万署名活動「国民の会」役員会 (18:30~20:30)
18	金	
19	土	
20	日	
21	月	通信発送
22	火	
23	水	天皇誕生日
24	木	
25	金	
26	土	
27	日	NPO 理事会 (10:00~12:00) 保険部主催不支給問題検討会 (13:30~17:00) 中野区産業振興センター
28	月	支給明細などの発送